

三次市教育委員会議案第14号

三次市教育奨学基金貸付条例施行規則の一部を改正する規則案を次のように提出する。

平成24年6月4日

三次市教育委員会教育長 児 玉 一 基

三次市教育奨学基金貸付条例施行規則の一部を改正する規則（案）

三次市教育奨学基金貸付条例施行規則（平成16年三次市教育委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

第6条第5号中「又は外国人登録原票記載事項証明書」を削る。

附 則

この規則は、平成24年7月9日から施行する。